



果樹共済で

経営の安定を



長野県農業共済組合
(NOSAI 長野)

備えの種をまこう。



制度の概要

果樹共済は、昭和 34 年の伊勢湾台風により果樹産地が甚大な被害に見舞われたことから、被災農家及び関係団体等から国に対する強い要望に応え、農業災害対策の柱として農業災害補償法に基づき実施された農業共済制度の一事業です。

農家の経営安定のために、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに農業経営を守る相互扶助を基本としています。

果樹共済が変わりました

平成 30 年度より「農業災害補償法」が「農業保険法」に変わり、新たな NOSAI 制度がスタートしました。

農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ、農業者のサービス向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減を進めます。また、農業者ごとの収入全体を総合的にカバーする「収入保険制度」が始まりました。

①特定危険方式と樹園地方式が 2022 年産から廃止

果樹共済では、損害評価員さんの負担軽減のため特定危険方式や樹園地方式が 2022 年産から廃止されます。

現在、特定危険方式や樹園地方式にご加入されている方は、半相殺総合方式への移行、または収入保険制度への加入をお願いします。

(注) 収入保険制度は青色申告実施者を対象とします。(平成 31 年産から開始)

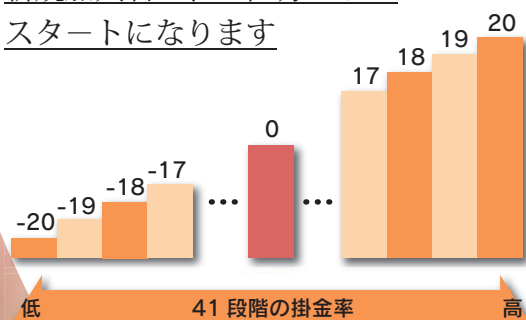
②危険段階別掛金率の適用

共済掛金率がすべての樹種・類区分・加入方式において、過去の共済金支払状況に応じて危険段階別に適用し、事故軽減のインセンティブとします。

これにより、共済金の支払いが少ない組合員は安い掛金でご加入できます。

組合員の危険段階の区分は、直近 20 年間の加重平均損害率により、毎年判定します。 ※損害率=共済金/共済掛金

新規加入者は、0 区分からのスタートになります



左図のとおり、危険段階の区分は危険段階区分「0」を中心に上下 20 区分ずつ (-20 から 20 まで) の 41 段階に区分されています。

区分の数字が小さいほど掛金率が低く、大きいほど高くなります。

自動車保険と同様に、共済金支払いがあれば翌年の掛金率が上がり、支払いがなければ段階的に下がります。

果樹共済の特徴

- ①自然災害による果実の減収を補償する唯一の保険制度です。
- ②加入方式により地域の状況や生産者の経営方針に沿った加入が可能です。

〈 加入方式とその内容 〉

加入方式の種類		責任期間	対象となる共済事故	支払開始割合	補償限度割合	現在の引受樹種	実施方式	
半相殺方式	減収総合方式	一般方式	花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	3割 (4割・5割)を超える損害	ぶどう	○	
		短縮方式	発芽期～収穫期			りんご ぶどう なも か	○	
	特定危険方式	暴風雨方式	発芽期～収穫期	暴風雨による果実の減収（最大風速13.9m/s以上、又は最大瞬間風速20m/s以上）のみ	2割を超える損害	8割	りんご ぶどう なも	× 2022年産から廃止
		2セット方式（暴風雨+ひょう害）		暴風雨、降ひょうによる果実の減収のみ				
3セット方式（暴風雨+ひょう害+凍霜害）		暴風雨、降ひょう、又は凍傷もしくは降霜による果実の減収のみ						
樹園地方式	減収総合方式	一般方式	花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	4割を超える損害	—	× 2022年産から廃止	
		短縮方式	発芽期～収穫期			りんご ぶどう なも		
	特定危険方式	暴風雨方式	発芽期～収穫期	暴風雨による果実の減収（最大風速13.9m/s以上、又は最大瞬間風速20m/s以上）のみ	3割を超える損害	7割	りんご ぶどう なも	× 2022年産から廃止
		2セット方式（暴風雨+ひょう害）		暴風雨、降ひょうによる果実の減収のみ				
3セット方式（暴風雨+ひょう害+凍霜害）		暴風雨、降ひょう、又は凍傷もしくは降霜による果実の減収のみ						
災害収入共済方式		花芽の形成期～収穫期	自然災害等による果実の減収及び品質の低下を伴う生産金額の減少	2割 (3割・4割)を超える損害	8割 7割 6割のうちから選択	ぶどう もも すもも	○	
全相殺方式	減収方式	花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	2割 (3割・4割)を超える損害	7割 6割 5割のうちから選択	—	△	
	品質方式		自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収及び品質の低下			—	△	
地域インデックス方式（新設）		花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	1割 (2割・3割)を超える損害	9割 8割 7割のうちから選択	—	△	

※半相殺方式は、農家単位で被害樹園地の減収分のみにより損害を把握する方式

※樹園地方式は、被害樹園地ごとに損害を把握する方式

※災害収入共済方式は、JA等の出荷資料又は青色申告書等から収穫量及び生産金額を把握する方式

※全相殺方式は、JA等の出荷資料又は青色申告書等から農家単位で減収分と増収分とを相殺して損害を把握する方式

※地域インデックス方式は、農家単位で樹種ごとの県統計単収を用いて損害を把握する方式

※責任期間が「花芽の形成期～」とある加入方式は、翌年産を加入していただきます

※支払開始割合は、()内の割合からも選択できます

○…今後も実施する方式

△…多数農家の希望があれば実施する方式

×…2021年産まで実施

—…現在引受のない方式

- ③農家の掛金負担を軽減するため、国が共済掛金の半分を負担しています。
また、市町村においても掛金に対して助成をしています。

～市町村の果樹共済助成措置実施状況一覧表（平成30年度実績）～

セクター名	市町村名	助成内容
東信	小諸市 佐久市 佐久穂町	農家負担掛金の20%
	上田市 長和町 青木村 千曲市 坂城町	農家負担掛金の25%
	立科町 東御市	(農家負担掛金+賦課金総額)の25%
	10	
南信	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 伊那市 駒ヶ根市 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 飯田市 高森町 阿南町 阿智村 下條村 売木村 泰阜村 喬木村	農家負担掛金の20%
	松川町 豊丘村	農家負担掛金の30%
	22	
中信	生坂村	(農家負担掛金+賦課金総額)の20%
	松本市 麻績村 山形村 筑北村 大町市 池田町 松川村	(農家負担掛金+賦課金総額)の30%
	安曇野市	(農家負担掛金+賦課金総額)の33.3%
	朝日村	(農家負担掛金+賦課金総額)の平均約40%
	塩尻市	(農家負担掛金+賦課金総額)の50%
	11	
北信	長野市 須坂市 小布施町 小川村 飯綱町 中野市	農家負担掛金の20%
	高山村	” (認定農業者には+8%)
	山ノ内町	(農家負担掛金+賦課金総額)の15%
	8	
県計	県下77市町村中果樹栽培のある51市町村で補助	

- ④りんご、ぶどう、なし、もも、かきについて、特定の防災施設(防霜ファン等)が設置されている園地については、共済掛金率の割引(防災施設割引)を受けることができます。

(割引率)

樹種	防災施設	特定危険方式以外の方式	特定危険方式〈割引率〉		
			暴風雨	2セット	3セット
りんご	防風ネット	5%	40%	25%	20%
	防霜ファン	5%			20%
ぶどう	防風ネット	5%	40%	25%	20%
	雨よけハウス	30%			
なし	防風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%
もも	防風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%
かき	防風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%

※このほか、樹種により多目的ネットや防鳥ネットなど、割引の対象となる防災施設もあります。

加入できるのは

果樹の種類「りんご、ぶどう、なし、もも、かき、すもも」の類ごと（災害収入共済方式及び地域インデックス方式は種類ごと）に5a以上栽培している農家です。ただし、特定危険方式は種類ごと20a以上かつ5年以上の栽培経験がある農家です。

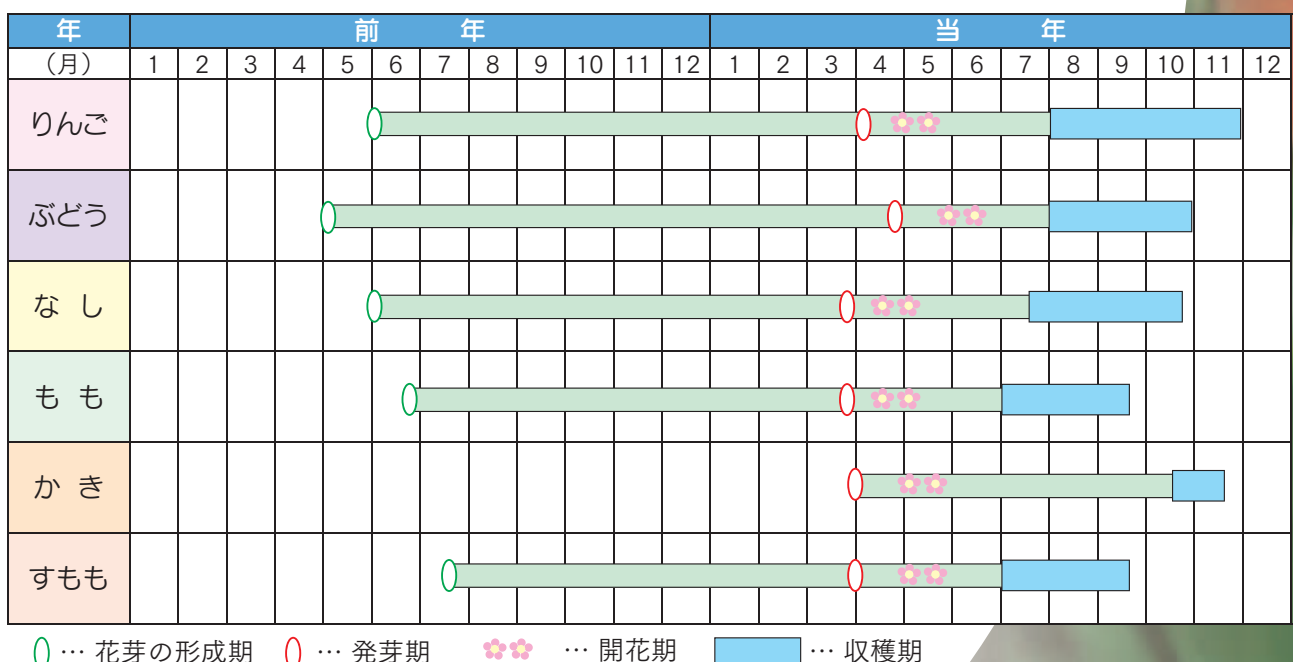
〈加入できる主な品目〉

樹種	区分	主な品種
りんご	1 類	つがる、さんさ、シナノレッド、夏明、芳明
	2 類	シナノスイート、秋映、シナノゴールド、シナノドルチェ、陽光、すわっこ、紅玉
	3 類	ふじ、王林、ぐんま名月、あいかの香り、シナノホッペ
ぶどう	1 類	デラウェア、ヒムロッド
	2 類	キャンベルアーリー、ポートランド
	3 類	シャインマスカット、ナガノパープル、巨峰、ピオーネ、ナイヤガラ、加工用ぶどう
なし	1 類	幸水、オーロラ
	2 類	豊水、二十世紀（サンセーキ）
	3 類	南水、あきづき、新高、ラ・フランス、ル・レクチュ
もも	1 類	生食用早生の品種（7月末までに収穫する品種）
	2 類	生食用中生の品種及び晩生の品種
かき	2 類	市田柿、平核無
すもも		大石早生、貴陽、太陽、秋姫、ソルダム、サンプルーン

共済責任期間は

半相殺減収総合一般方式、全相殺方式、災害収入共済方式及び地域インデックス方式においては、花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫に至るまでの期間。

半相殺及び樹園地方式の減収総合短縮方式及び特定危険方式においては、発芽期から当該発芽に係る果実の収穫に至るまでの期間。



共済金額（最高補償金額）は

【共済金額＝標準収穫量×1kg当たり価格×付保割合】

- ※ 標準収穫量（平年単収）は、品種・樹齢・栽培形態ごとに定められています。
- ※ 1kg当たり価格は、過去一定年間における平均価格を基に毎年国から示されます。
- ※ 付保割合は、最低付保割合40%から農家が選択した補償限度割合までの範囲内で農家が選択できます。

（計算方法例）半相殺減収総合方式で、ふじが収穫量3,000kg、1kg当たり価格210円、補償限度割合70%、付保割合70%を選択した場合

$$3,000\text{kg} \times 210\text{円} \times 70\% = 441,000\text{円} (\text{千円未満切り捨て})$$

共済掛金（農家負担共済掛金）は

【農家負担共済掛金＝共済金額×農家負担共済掛金率－国の負担額（国が50%負担）】

（計算方法例）上記共済金額の計算例で、共済掛金率を6.0%とした場合

$$441,000\text{円} \times 6.0\% = 26,460\text{円} - (26,460\text{円} \times 50\%) \\ = 13,230\text{円}$$

共済金の支払いは

【共済金額×支払割合】

共済目的の種類・類区分ごとに、損害割合が選択した支払限度割合を超えた場合に、損害割合に応じた支払割合を共済金額に乗じて算出される金額が、共済金として支払われます。

〈損害割合に応じた共済金の支払割合〉

加入方式		損害割合 (%)									
		11	21	31	41	50	60	70	80	90	100
共 済 金 支 払 割 合 (%)	樹園地減収総合方式	—	—	—	1	17	33	50	67	83	100
	半相殺減収総合方式	—	—	1	14	29	43	57	71	86	100
	樹園地特定危険方式	—	1	13	25	38	50	63	75	88	100
	半相殺特定危険方式	—	1	13	25	38	50	63	75	88	100
地域インデックス方式		1	12	23	34	44	56	67	78	89	100

※補償限度割合は各方式の最大を選択した場合

（計算方法例）上記共済金額の計算例で、損害割合50%とした場合

$$441,000\text{円} \times 29\% = 127,890\text{円}$$

※加入方式・補償限度割合等については、各地域センター・支所にご相談ください。

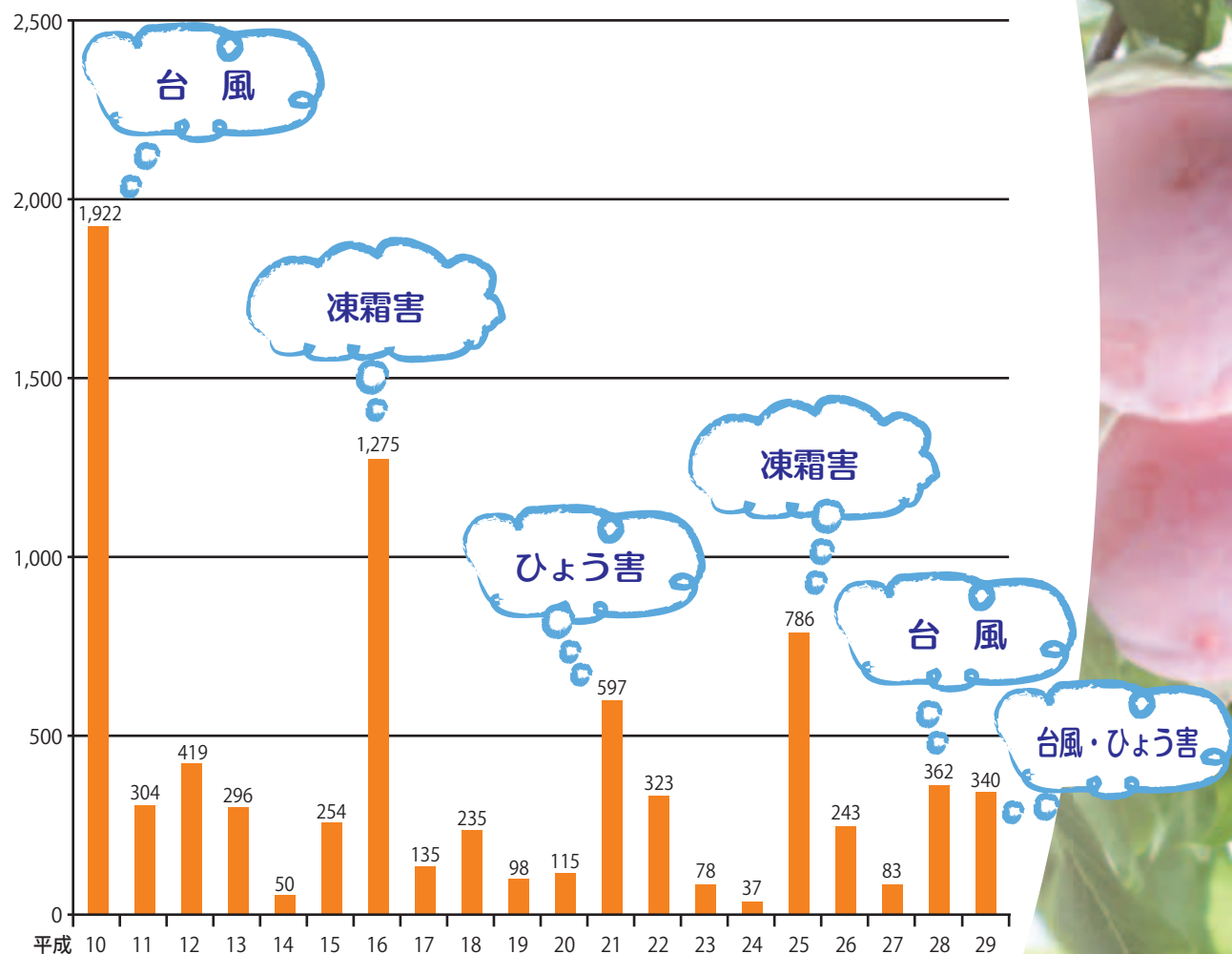
〈被害ランキング〉

	台風(風害)	億円	凍霜害	億円	ひょう害	億円
第1位	昭和57年台風10号	159	平成元年	40	平成12年	39
第2位	平成10年台風7号	123	昭和62年	37	昭和57年	29
第3位	平成3年台風19号	70	平成25年	33	平成6年	29

長野県農作物等災害対策指針より

〈果樹共済金支払いの推移〉

百万円



お支払いできない被害

肥培管理や病虫害防除が不適切な場合など、共済事故以外の減収がある場合対象には、支払われる共済金が減額されることがあります。

また、責任期間外の被害は対象になりません。



長野県農業共済組合（NOSAI 長野）

●東信地域センター 0267-58-2580
南佐久支所 0267-96-2131
上小支所 0268-35-3333
更埴支所 026-214-3258

●南信地域センター 0265-73-2195
諏訪支所 0266-73-3211
上伊那支所 0265-73-2221
下伊那支所 0265-23-7600

●中信地域センター 0263-40-2500
木曾支所 0264-24-2367
松塩筑支所 0263-40-2503
安曇野支所 0263-72-5192
北アルプス支所 0261-22-8488

●北信地域センター 026-219-2890
●本所 026-217-5800
長野市大字中御所字岡田 79-5